

四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例ここに公布する。

平成29年12月25日

四日市市長 森 智 広

四日市市条例第25号

四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例（昭和52年四日市市条例第31号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(指定管理者の業務の範囲)</p> <p>第4条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) 前3号に定めるもののほか、運動施設の運営に関して<u>市長</u>が必要と認めた業務</p>	<p>(指定管理者の業務の範囲)</p> <p>第4条 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。</p> <p>(1)から(3)まで (略)</p> <p>(4) 前3号に定めるもののほか、運動施設の運営に関して<u>四日市市教育委員会</u>（以下「委員会」という。）が必要と認めた業務</p>
<p>(使用の制限)</p> <p>第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、運動施設の使用を許可しない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) その他<u>市長</u>において適当でないと認めるとき。</p>	<p>(使用の制限)</p> <p>第6条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、運動施設の使用を許可しない。</p> <p>(1)及び(2) (略)</p> <p>(3) その他<u>委員会</u>において適当でないと認めるとき。</p>
<p>(利用料金)</p> <p>第7条 運動施設の使用について許可を受けた者（以下「使用者」という。）</p>	<p>(利用料金)</p> <p>第7条 運動施設の使用について許可を受けた者（以下「使用者」という。）</p>

は、許可と同時に利用料金を前納しなければならない。ただし、別に市長が定める基準に従い、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、使用後に納付することができる。

2 前項に定める利用料金の額は、別表第2から別表第5までに定める額の範囲内において指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。ただし、設備器具及び備付物品については、4,200円以内の範囲内で指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる利用料金及び回数使用券について、当該各号に定めるものが使用する場合の利用料金の額は、それぞれ別表第2から別表第4までに定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ市長の承認を得て定める額とする。

(1) (略)

(2) 個人利用料金 中学生以下及び市内の心身障害者で、受付において身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示した者 別表第3

(3) 回数使用券 中学生以下及び市内の心身障害者で、受付において身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示した者 別表第4

は、許可と同時に利用料金を前納しなければならない。ただし、別に委員会が定める基準に従い、指定管理者が特別の理由があると認めるときは、使用後に納付することができる。

2 前項に定める利用料金の額は、別表第2から別表第5までに定める額の範囲内において指定管理者があらかじめ委員会の承認を得て定める額とする。ただし、設備器具及び備付物品については、4,200円以内の範囲内で指定管理者があらかじめ委員会の承認を得て定める額とする。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる利用料金及び回数使用券について、当該各号に定めるものが使用する場合の利用料金の額は、それぞれ別表第2から別表第4までに定める額の範囲内において、指定管理者があらかじめ委員会の承認を得て定める額とする。

(1) (略)

(2) 個人利用料金 中学生以下及び市内の心身障害者で、受付において身体障害者手帳又は療育手帳等を提示した者 別表第3

(3) 回数使用券 中学生以下及び市内の心身障害者で、受付において身体障害者手帳又は療育手帳等を提示した者 別表第4

4 (略)

(利用料金の減免)

第8条 指定管理者は、別に市長が定める基準に従い、利用料金を減免することができる。

(使用許可の取消し等)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

(1)及び(2) (略)

(3) その他市長において特に必要があると認めたとき。

(損害賠償の義務)

第14条 使用者は、運動施設を使用中に建物、設備器具及び備付物品を損傷し、又は滅失したときは、市長の定めるところに従い、速やかに原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

4 (略)

(利用料金の減免)

第8条 指定管理者は、別に委員会が定める基準に従い、利用料金を減免することができる。

(使用許可の取消し等)

第11条 指定管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の条件を変更し、若しくは使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

(1)及び(2) (略)

(3) その他委員会において特に必要があると認めたとき。

(損害賠償の義務)

第14条 使用者は、運動施設を使用中に建物、設備器具及び備付物品を損傷し、又は滅失したときは、委員会の定めるところに従い、速やかに原状に回復し、又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第16条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

改正後

別表第 1 (第 2 条関係)

名称	位置
(略)	
霞ヶ浦運動用舟艇場	〃
霞ヶ浦テニスコート	〃
中央緑地体育館	四日市市日永東一丁目 3 番 2 1 号
(略)	
中央緑地陸上競技場	〃
中央緑地フットボール場	〃
楠緑地多目的運動場	四日市市楠町北五味塚 1 2 1 5 番地 1
(略)	

改正前

別表第 1 (第 2 条関係)

名称	位置
(略)	
霞ヶ浦運動用舟艇場	〃
中央緑地体育館	四日市市日永東一丁目 3 番 2 1 号
(略)	
中央緑地陸上競技場	〃
楠緑地多目的運動場	四日市市楠町北五味塚 1 2 1 5 番地 1
(略)	

改正後

別表第 2 (第 7 条関係)

専用利用料金の上限額

名称	使用	区分	使用時間及び期間			
			午前（午前9時から正午まで）	午後（午後1時から午後4時30分まで）	夜間（午後5時30分から午後9時まで）	全日（午前9時から午後9時まで）
(略)						
本郷河川敷グランド	(略)					
霞ヶ浦テニスコート	屋外コート	アマチュアスポーツ	入場料金の類を徴しない場合	午前6時から午後9時まで（ただし、12月1日から翌年2月末日までは午前7時から午後9時まで） 1面につき1時間 690円		
			入場料金の類を徴する場合	午前6時から午後9時まで（ただし、12月1日から翌年2月末日までは午前7時から午後9時まで） 1面につき1時間 1,380円		
	アマチュアスポーツ以外		入場料金の類を徴しない場合	午前6時から午後9時まで（ただし、12月1日から翌年2月末日までは午前7時から午後9時まで） 1面につき1時間 3,450円		
			入場料金の類を徴する場合	午前6時から午後9時まで（ただし、12月1日から翌年2月末日までは午前7時から午後9時まで） 1面につき1時間 13,800円		
屋根付コート	アマチュアスポーツ	入場料金の類を徴しない場合	午前6時から午後9時まで（ただし、12月1日から翌年2月末日までは午前7時から午後9時まで） 1面につき1時間 940円			

		合	
		入場料金の類を徴する場合	午前6時から午後9時まで（ただし、12月1日から翌年2月末日までは午前7時から午後9時まで） 1面につき1時間 1,880円
	アマチュアスポーツ以外	入場料金の類を徴しない場合	午前6時から午後9時まで（ただし、12月1日から翌年2月末日までは午前7時から午後9時まで） 1面につき1時間 4,700円
		入場料金の類を徴する場合	午前6時から午後9時まで（ただし、12月1日から翌年2月末日までは午前7時から午後9時まで） 1面につき1時間 18,800円
サブ コー ト	アマチュアスポーツ	入場料金の類を徴しない場合	午前6時から午後9時まで（ただし、12月1日から翌年2月末日までは午前7時から午後9時まで） 1面につき1時間 1,040円
		入場料金の類を徴する場合	午前6時から午後9時まで（ただし、12月1日から翌年2月末日までは午前7時から午後9時まで） 1面につき1時間 2,080円
	アマチュアスポーツ以外	入場料金の類を徴しない場合	午前6時から午後9時まで（ただし、12月1日から翌年2月末日までは午前7時から午後9時まで） 1面につき1時間 5,200円
		入場料金の類を徴する場合	午前6時から午後9時まで（ただし、12月1日から翌年2月末日までは午前7時から午後9時まで）

			る場合	1面につき1時間 20,800円
メイ ン コ ー ト	アマチ ュアス ポーツ		入場料	午前6時から午後9時まで(ただし、12月1
			金の類 を徴し ない場 合	日から翌年2月末日までは午前7時から午後9 時まで)
		入場料	午前6時から午後9時まで(ただし、12月1	
		金の類 を徴す る場合	日から翌年2月末日までは午前7時から午後9 時まで) 1面につき1時間 1,380円	
アマチ ュアス ポーツ 以外	アマチ ュアス ポーツ 以外		入場料	午前6時から午後9時まで(ただし、12月1
			金の類 を徴し ない場 合	日から翌年2月末日までは午前7時から午後9 時まで) 1面1時間につき 6,900円
		入場料	午前6時から午後9時まで(ただし、12月1	
		金の類 を徴す る場合	日から翌年2月末日までは午前7時から午後9 時まで) 1面1時間につき 27,600円	
中 央 緑 地 フ ッ ト ボ ー ル 場	A フ ィー ルド B フ ィー ルド	アマチ ュアス ポーツ	入場料	午前9時から午後9時まで(ただし、4月1日
			金の類 を徴し ない場 合	から10月31日までは午前6時から午後9時 まで) 1時間につき 3,000円
	C フ ィー ルド	アマチ ュアス ポーツ 以外	入場料	午前9時から午後9時まで(ただし、4月1日
			金の類 を徴し ない場 合	から10月31日までは午前6時から午後9時 まで) 1時間につき 15,000円

備考

1及び2 (略)

3 高校生以下の生徒が構成員の半数を超える市内の団体が中央緑地フットボール場を使用する場合の利用料金は、規定料金の100分の50の額とする。

4 (略)

5 (略)

6 前4項の場合において、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。

改正前

別表第2 (第7条関係)

専用利用料金の上限額

名称	使用	区分	使用時間及び期間			
			午前 (午前9時から正午まで)	午後 (午後1時から午後4時30分まで)	夜間 (午後5時30分から午後9時まで)	全日 (午前9時から午後9時まで)
(略)						
本郷河川敷グランド	(略)					

備考

1 及び 2 (略)

3 (略)

4 (略)

5 前3項の場合において、その額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。

改正後

別表第3 (第7条関係)

個人利用料金の上限額 (普通使用券)

名称	使用時間	使用区分		備考
		一般	中学生以下	

(略)		(略)	
中央緑地陸上競技場 (中央緑地フットボール場 Aフィールド)	午前 9 時から 午後 9 時まで	220 円	100 円
(略)		(略)	

備考

- 1 市内の心身障害者で、受付において身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又はこれらに代わるものを提示した者の利用料金は、規定料金の 100 分の 50 の額とする。この場合において、その額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。
- 2 中央緑地フットボール場 Aフィールドは、工事等による中央緑地陸上競技場の閉鎖時における代替施設としての利用に限るものとする。

改正前

別表第 3 (第 7 条関係)

個人利用料金の上限額 (普通使用券)

名称	使用時間	使用区分		備考
		一般	中学生以下	
(略)		(略)		(略)
中央緑地陸上競技場	午前 9 時から 午後 9 時まで	220 円	100 円	
(略)		(略)		

備考

市内の心身障害者で、受付において身体障害者手帳、療育手帳又はこれらに代わるものを提示した者の利用料金は、規定料金の 100 分の 50 の額とする。この場合において、その額に 10 円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。

改正後

別表第4（第7条関係）

回数使用券の上限額

（略）

備考

- 1 市内の心身障害者で、受付において身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳又はこれらに代わるものを提示した者の利用料金は、規定料金の100分の50の額とする。
- 2 共通回数使用券により使用できる施設は、中央緑地体育館、中央緑地第2体育館、中央緑地トレーニング場、中央緑地陸上競技場（中央緑地フットボール場Aフィールド）、松原テニスコート、霞ヶ浦プール、三滝武道館及び楠緑地体育館とする。

改正前

別表第4（第7条関係）

回数使用券の上限額

（略）

備考

- 1 市内の心身障害者で、受付において身体障害者手帳、療育手帳又はこれらに代わるものを提示した者の利用料金は、規定料金の100分の50の額とする。
- 2 共通回数使用券により使用できる施設は、中央緑地体育館、中央緑地第2体育館、中央緑地トレーニング場、中央緑地陸上競技場、松原テニスコート、霞ヶ浦プール、三滝武道館及び楠緑地体育館とする。

改正後

別表第5（第7条関係）

会議室利用料金の上限額

名称	時間区分			
	午前 (午前 9 時 から正午ま で)	午後 (午後 1 時 から午後 5 時まで)	夜間 (午後 5 時 30 分から 午後 9 時ま で)	全日 (午前 9 時 から午後 9 時まで)
(略)				
楠緑地体育館ミーテ ィングルーム	1 時間につき 2 2 0 円			
霞ヶ浦 テニス コート	会議室 A 会議室 B 多目的室 A 多目的室 B	1 時間につき 3 6 0 円		

改正前

別表第 5 (第 7 条関係)

会議室利用料金の上限額

名称	時間区分			
	午前 (午前 9 時 から正午ま で)	午後 (午後 1 時 から午後 5 時まで)	夜間 (午後 5 時 30 分から 午後 9 時ま で)	全日 (午前 9 時 から午後 9 時まで)
(略)				
楠緑地体育館ミーテ ィングルーム	1 時間につき 2 2 0 円			

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第4条、第6条、第7条（同条第3項第2号及び第3号を除く。）、第8条、第11条、第14条及び第16条の改正 平成30年4月1日

(2) 別表第1、別表第2及び別表第5に霞ヶ浦テニスコートの項を追加する改正 規則で定める日

(3) 別表第1に中央緑地フットボール場の項を加える改正、別表第2に中央緑地フットボール場を加える改正及び同表の備考の改正、別表第3の中央緑地陸上競技場の項の改正及び同表の備考を備考1とし、備考1の次に備考2を加える改正並びに別表第4の備考2の改正 規則で定める日

(経過措置)

2 次の各号に掲げる運動施設については、当該各号に掲げる日から平成31年3月31日までの間、この条例による改正後の四日市市運動施設の設置及び管理に関する条例（以下「新条例」という。）第3条の規定に関わらず、市長が、同条に規定する運動施設の管理を行うものとする。

(1) 霞ヶ浦テニスコート 前項第2号に掲げる日

(2) 中央緑地フットボール場 前項第3号に掲げる日

3 前項の規定により市長が運動施設の管理を行う場合における新条例の規定の適用に関し必要な技術的読替えは、規則で定める。

4 前2項の規定により、第2項に掲げる運動施設について市長が行った処分、手続その他の行為又は市長に対してなされた申請その他の行為は、平成31年4月1日以後、同日における指定管理者が行った処分、手続その他の行為又は同日における指定管理者に対してなされた申請その他の行為とみなす。

(準備行為)

5 霞ヶ浦テニスコート及び中央緑地フットボール場の使用許可に関し必要な手続その他の行為は、第1項各号に掲げる日前においても行うことができる。

6 平成30年4月1日前に前項に規定する行為を行う場合における第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは、「教育委員会」と、「規則」とあるのは「教育委員会規則」と読み替えて

適用するものとする。

(教育委員会スポーツ課)